

令和2年8月24日

真鶴町立

ひなづる幼稚園 保護者の皆様
まなづる小学校 保護者の皆様
真鶴中学校 保護者の皆様

真鶴町教育委員会
教育長 牧岡 努

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けたご家庭へのお願い

保護者の皆様には、「新しい生活様式」を踏まえた教育活動の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。2学期も園・学校ともに感染症対策の徹底を図り、子どもたちの健康を第一にして日々の教育活動を進めてまいります。

さて、現在の神奈川県は感染状況は厳しい状況となっており、それに伴い、集団感染のリスクも高くなっているといえます。

このような状況では、園や学校の対応だけでなく、家庭や地域等の社会全体で取り組んでいくことが、集団感染のリスクを下げることに繋がります。

つきましては、感染拡大防止対策の一環として、次のことについて、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 発熱等の風邪の症状がある場合は、園児・児童・生徒は自宅で休養することを徹底してください。また、同居のご家族に風邪症状がある場合も同様にしてください。(教職員等も同様とします。)この場合は、欠席日数にはカウントされずに、「出席停止」扱いとなります。詳しくは、園・学校にご相談ください。

なお、地域・園・学校の感染、もしくは感染の疑い等、様々な状況によって、園・学校より「出席停止」の措置を取る場合があることをご承知おきいただき、ご協力をお願いいたします。

- (2) 毎朝の検温や体調等の確認を引き続きお願いします。
- (3) だるさ、味覚や臭覚に異常を感じた場合も、自宅で休養し、体調を確認してください。
- (4) 今後も、マスクの着用についてご協力をお願いします。マスクの着用に際しては、熱中症の予防にもご留意いただき、必要な場合には、マスクを外し、フィジカルディスタンスを取るなどの対応をご家庭でもご指導ください。
- (5) ご家庭でも手洗いの励行や十分な睡眠とバランスのとれた食事をお願いします。

※裏面に万が一学校において感染者等が発生した場合における対応について記しておきますのでご参照ください。

問い合わせ先

真鶴町教育委員会

学校教育係 TEL 0465 (68) 1131 内線 431

○ 園・学校において感染症等が発生した場合

①園児・児童・生徒に感染症が判明した場合には、医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届け出がなされます。その際、園・学校にもご一報いただくようお願いいたします。

②保健所が、感染者本人への面接を行い、感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者等の調査を行います。その際、園・学校は、その特定に必要な日数・範囲で臨時休業を行います。（濃厚接触者の特定に日数を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、臨時休業をしない場合もあります。）現在は感染者が発生した後、1～3日の臨時休業をしてから学校を再開する例が一般的です。

また、それにとどまらず、保健所の調査や、園・学校医の助言等により、感染者の園・学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、園・学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された時には臨時休業を行うこともあります。

③園児・児童・生徒の感染が判明した場合又は園児・児童・生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該園児・児童・生徒を出席停止とします。濃厚接触者に関しては感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間を基準とします。

④保健所及び学校薬剤師等と連携をして、校舎内の消毒を行います。

○ 園・学校内で体調不良者が発生した場合

◇園・学校内で発熱等の風邪症状が発生した場合には、保護者に連絡をとり、安全に帰宅させていただき、症状がなくなるまで自宅で休養していただくようお願いいたします。その際は出席停止となります。

○ 地域の感染状況が悪化している場合

◇地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、感染者が出ていない園・学校であっても、臨時休業を行う場合があります。

◇臨時休業を行う場合であっても、園児・児童・生徒の学びを保障する観点から、分散登園・分散登校を設定することにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登園・登校の機会を設けることもあります。